

団体基本情報

団体名	一般社団法人 ケアサポートネットワークピーナッツ
活動分野	保健・医療・福祉/消費者保護/まちづくり
活動目的	多職種の協働を通して、より質の高い、全人的ケア及びサービスに結びつけることによって、高齢者や障害者、児童等を始めとする社会的に弱い立場におかれている人及びその人を支える人々の権利を幅広く擁護し、ソーシャルワークを通して社会福祉の増進を図り、もって地域社会においても十全な貢献を果たすことを目的とする。
活動内容	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度利用及びそれに付随する福祉相談・会員における成年後見活動における定期研修・地域活動への参加と協力
所 在	野々市市本町四丁目 19 番 31-2 号
電話番号	076-294-3225
メ ール	caresapo_peanut@ked.biglobe.ne.jp
代表者	斎田 和樹
会員数	12 人
設立年	2014 年
野々市市市民活動センター登録日	2019 年 4 月 1 日
活動日	定例会：原則毎月第 3 水曜日 事業活動：月～金 10:00～17:00 (祝日、夏季、年末年始等休業日あり)
会 費	有/年額 5,000 円
連絡先	担当者 斎田 和樹
	住 所 野々市市本町四丁目 19 番 31-2 号
	電話番号 076-294-3225
	メ ール caresapo_peanut@ked.biglobe.ne.jp

・成年後見制度利用及びそれに付随する福祉相談

予約制にて実施

・会員における成年後見活動における定期研修（毎月

第3水曜日 18:30)

活動実績

おひとりさまの余生の安心のために
「死後事務委任契約」を考えてみませんか？

人が亡くなるとさまざまな手続きが必要になります。
その不安を解消する方法に「死後事務委任契約」があります。
死後事務委任契約を利用すれば、ご自分が亡くなった後のさまざまな手続きを信頼できる第三者に託すことができます。

委託者
受任者
信頼できる第三者
病院・施設等
葬儀・埋葬等
相続人

おひとりさまで頼れる家族や
親族がない人、
家族や親族がいても高齢で死
後手配を任せられる力が弱い人、
家族や親族に負担をかけたくない人

死後事務委任契約は公正証書にて作成します。

委託できる事務の主なものは以下の通りです。その他もご要望があれば、ご相談ください。
・扶養や各行政機関への届出（死亡届の提出、健康保険・年金の資格抹消手続など）
・病院や施設などの退院、退所の手続き
・病院や施設などの退院、退所の手続き
・未払いの医療費や施設利用費用などの精算
・各種公共サービス（水道、電気、ガスなど）の精算や解約手続
・部屋の清掃や家財の処分

死後事務委任契約と合わせて、遺言、任意後見契約、財産管理委任契約、身上監護委任契約、見守り契約との相談もあります。

必要な費用の項目は以下の通りです。
契約内容により異なります。
死後事務委任契約書作成手数料
死後事務手続きの相談
公正証書作成手数料
死後事務を遂行するための預託金
必要に応じて、弁護士、司法書士等の専門職と連携させていただきます。

〒921-8815
石川県野々市市本町4丁目19番1-2号
野々市社会福祉センター
（一社）ケアサポートネットワークビーナツ
社会福祉士 野々市 和歌 TEL: 076-294-3225

おひとりさまの余生の安心のために
「身上保護」を考えてみませんか？

高齢の方、身体に不自由がある方等が、生活を維持するために、医療や介護サービス等の契約・変更等、施設等への入退去の手続きなどが必要になります。
その手続きを支援する方法が「身上保護及び金銭管理委任契約」です。
身上保護及び金銭管理委任契約を利用すれば、ご自分が生活を維持していく上で必要な手続きを信頼できる第三者が支援します。

委託者
受任者
信頼できる第三者
病院・施設等
申請
施設・福祉サービス等
介護保険、健康保険等

おひとりさまで頼れる家族や
親族がない人、
家族や親族がいても高齢で支
援を受ける力が弱い人、
家族や親族に負担をかけたくない人

入院・退院
手続き
契約・変更
解約手続
申請

身上保護とは、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行なうことを意味します。

委任できる事務の主なものは以下の通りです。その他もご要望があれば、ご相談ください。
・引信で支払えない生活に必要な支払
・入院・退院などの手続きや費用の支払（医療行為の同意はできません）
・福祉サービスの利用、施設入所の契約、変更、解除、費用の支払
・介護保険、要介護認定、障害扶養区分認定、介護保険等の各申請

・身上保護及び金銭管理と合わせて、遺言、死後事務委任契約、任意後見契約、財産管理委任契約、見守り契約との相談も承ります。

必要な費用の項目は以下の通りです。
契約内容により異なります。
・身上保護及び金銭管理の料金（定額分）
・追加事務報酬（定額までは随時）
・身上保護及び金銭管理を遂行と引当できない支払を代行するための預託金
・必要に応じて、弁護士、司法書士等の専門職と連携させていただきます。

〒921-8815
石川県野々市市本町4丁目19番1-2号
野々市社会福祉センター
（一社）ケアサポートネットワークビーナツ
社会福祉士 野々市 和歌 TEL: 076-294-3225

